

気仙沼市立病院登録医規定

1、登録医の資格と登録の方法

宮城県気仙沼市医師会会員、および登録を希望する都道府県医師会会員である医師は、所定の申込書を以って気仙沼市立病院登録医（以下登録医という）として登録することができます。

2、登録医の身分および施設等の利用

登録医は、病院の組織には属しませんが、必要に応じ病院医師（当直医）と治療について相談をしたり、紹介患者に関する診療録の閲覧をすることができます。また、病院の主催する研修会等への参加など、当院勤務医に準じて利用・参加することができます。

3、診療体制・診療機能の相互公開

- ①気仙沼市立病院は、病院の診療体制・診療機能について文書あるいは病院ホームページを通じて登録医の先生方にお知らせします。
- ②登録医の診療体制・診療機能の情報は、逆紹介の参考資料とし、登録医の先生に積極的に患者紹介いたします。

4、紹介・逆紹介

- ①登録医からの紹介は、特別な事情がない限り原則受け入れます。
- ②紹介された患者さんは、病状が落ち着き次第紹介元登録医へ逆紹介いたします。

5、研修会等のご案内

公開可能なカンファレンス、講演会、講習会、研修会等の開催時には、病院ホームページを通じて周知させていただきます。登録医が管理もしくは勤務する施設の医師以外の医療従事者の方も自由にご参加いただけます。

6、医療スタッフの研修・見学の受け入れ

地域医療の充実と促進を図るため、医師以外の医療スタッフ間の連携も重視し、登録医からの要請に応じて、病院内での研修・見学の受け入れを行います。

7、登録医の遵守事項

登録医は当院の規程等を遵守してください。

8、登録医の取り消し

病院および医師会が不適合と判断した場合は、登録を取り消すことがあります。